

## 香川県主要農作物等の種子条例の制定を求める意見書

我が国の農業と食の安全を守ってきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が平成30年4月1日に廃止された。

種子法は国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆など主要農作物の種子生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者には高品質な農産物が安定的に供給されてきた。

しかし、種子法の廃止により、今後、地域条件などに適合した優良な品種の開発・普及の衰退や、一部の事業者による市場独占に伴う種子価格の高騰などの弊害が懸念され、廃止法案可決にあたり、参議院では「都道府県での財政措置」、「種子独占の弊害の防止」、「種子の国外流出の禁止」などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされている。

種子法の廃止を受け、香川県では、「香川県主要農作物採取事業実施要領」等を改正し、法廃止前と変わらぬ種子の安定供給体制の構築に努めているが、事業の法的根拠がなく、近年、各地で問題となっている異常気象などの気象変動へ対応するためには、今まで以上に地域の気候風土に適応した種子の確保が必要である。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、農業者や消費者の不安を払拭するためにも、法令的な裏づけとなる主要農作物等の種子条例を早期に制定されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日

善通寺市議会

香川県知事 池田豊人様